

地権者の方を対象とした説明会を開催しました

令和2年6月16日と17日に、当地区の地権者の方を対象とした、「**評価・損失補償及び権利変換に関する説明会**」が開催されました。説明会の主な内容は右のとおりです。今回の説明会は、感染症予防の観点から、2日間（午前・午後）の計4回にわけて開催しました（出席者計29名・ご家族等を含む）。

○評価・損失補償及び権利変換に関する説明会の内容

1. 評価損失補償の考え方
2. 標準画地鑑定評価の概要
3. 権利変換の考え方
4. 施設計画変更方針（案）の一部見直し
5. 権利床の従後資産概算額
6. 事業スケジュールの見直し

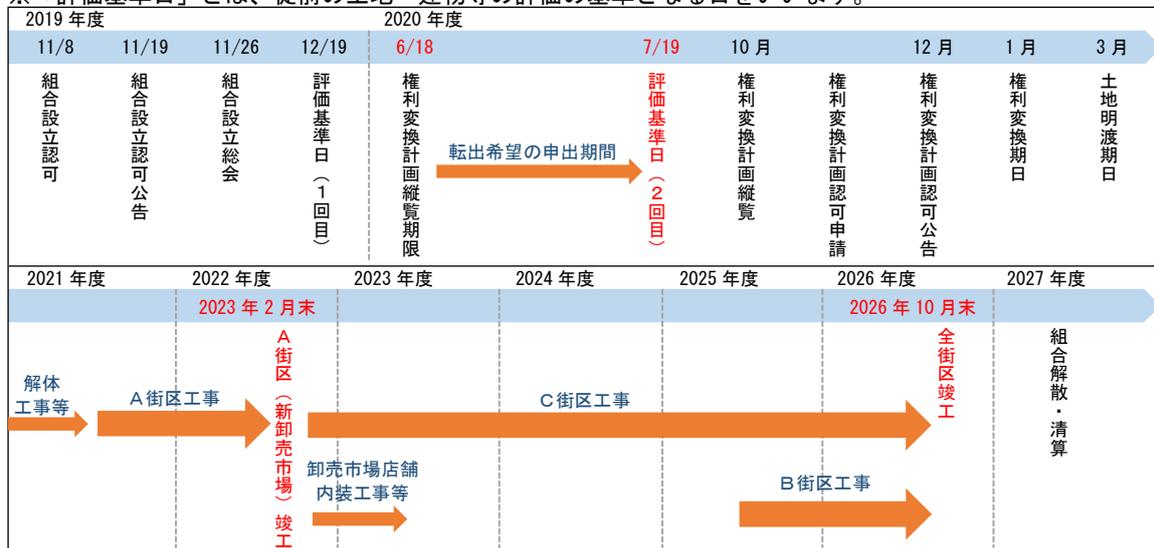
借家人の方を対象とした説明会を開催しました

令和2年6月18日に、当地区の借家人の方を対象とした、「**補償及び事業スケジュールに関する説明会**」が開催されました（出席者11名）。説明会の主な内容は、①補償の考え方、②事業スケジュールの見直しの2点です。

当事業の全体スケジュールを見直しました

調査設計計画の各種業務及び関係権利者面談等の遅れに伴い、令和元年の12月19日の評価基準日（第1回目）による権利変換計画縦覧期限（令和2年6月18日）までに、権利変換計画の縦覧の開始に至らなかったため、都市再開発法第71条第4項及び第80条第1項の規定により、新たに第2回目の評価基準日が令和2年7月19日に設定されることになりました。これに伴い、直近のスケジュールを見直すとともに、あわせて、工事工程等を含む事業全体のスケジュールの見直しを行いました。

※「評価基準日」とは、従前の土地・建物等の評価の基準となる日をいいます。



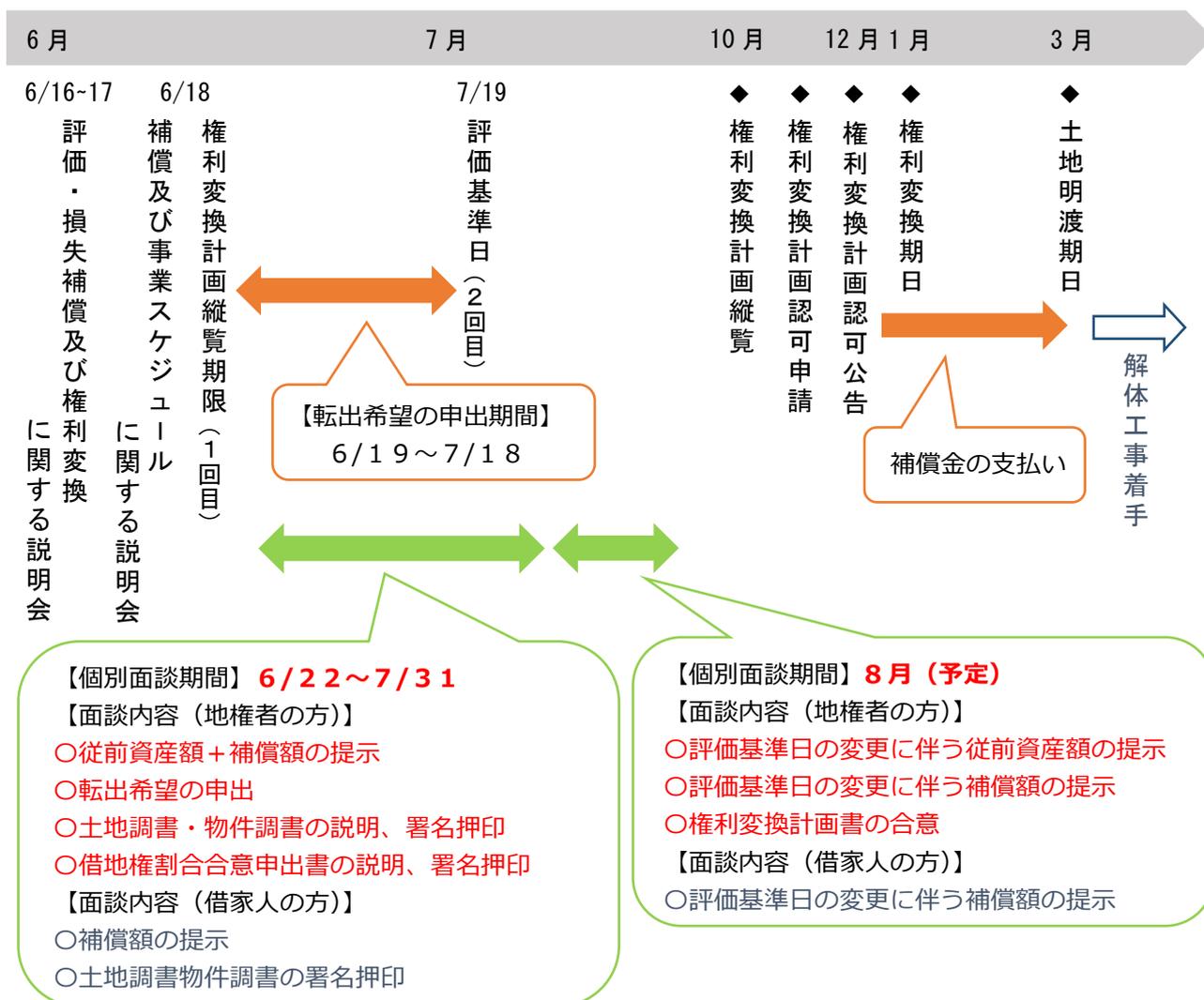
なお、今後のスケジュールの変動要因として、①コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う、各種会合・面談等の開催の遅延、②関係権利者の生活再建に向けた合意形成の進捗状況による遅延、③宮水への配慮に伴う工事工程への影響などが想定されます。事業スケジュールの見直しに伴い、関係権利者の皆様方にはご心配、ご迷惑をおかけすることにはなりますが、今年度中の権利変換計画認可及び明け渡しを目指し、事業推進を図ってまいりますので、何卒よろしくお願いいたします。

転出希望の申出期間が始まりました

第1回目の権利変換計画縦覧期間の満了に伴い、都市再開発法第71条第4項の規定により、再度、転出希望の申出期間が設定されました。(令和2年6月19日～同年7月18日)。既に転出希望の申出を提出されている方で、ご意向に変更がない場合は、新たに申出をしていただく必要はございません。詳細は、個別面談等で事務局よりご案内いたします。

地権者の方、借家人の方の個別面談を実施しています

今後、権利変換計画の縦覧開始に向けて、2回程度の個別面談を実施いたします。個別面談の日程調整等につきましては、事務局からの別途案内をご参照ください。



お問い合わせ先

J R西宮駅南西地区市街地再開発組合事務局
〒662-0918
兵庫県西宮市六湛寺町 1 番 12 号 perfect life 西宮
担当：頃末、藤村、門脇

開設時間 平日 9：30～17：30

(お盆、年末年始は休業)

 0798-31-1290

FAX 0798-31-1291

mail n-saikaihatsu@outlook.jp
